

# あなたのマンションは大丈夫？



管理者と占有者のみなさんがタッグを組んで、

お互いがルールを守り

より安心・安全な生活を得るために・・・

*Let's try it !*

# 消防法による義務

※ アンダーライン部分は、建物により取り扱いが異なりますので、最寄りの消防署にお問い合わせください。



## 1 消防用設備等の点検

6 か月に 1 回の点検

1 年又は 3 年に 1 回、消防署への報告

## 2 防火管理者の選任

収容人員が 30 人又は 50 人以上 となる場合、消防署へ届出

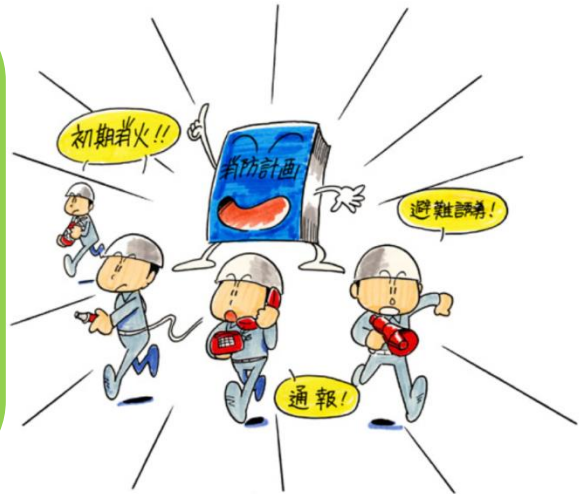
## 3 防火管理者の主な責務

消防計画の作成

**消防訓練** (年に 1 回又は 2 回以上 実施)

日頃からの消防用設備等の点検

火気使用に関する監督



住人のみなさんの協力が必要です。

消防訓練について、消防職員が個々の建物に適した訓練内容の指導を行います。

自分のため、みんなのために  
積極的に訓練に参加しましょう！



ONE FOR ALL  
ALL FOR ONE



# もしも火災が発生したら・・・

マンションが火災になった場合は、空気の流通が少ないので、ゆっくりと燃え、煙がたくさん出るのが特徴です。火災が発生した際は、

①早く知らせる

②早く消火する

③早く逃げる

の3つの早期対応がポイントとなります

## ステップ1 <通報> (早く知らせる)

小さな火でも発見したら、まず119番通報。大声で隣近所に「火事だ!」と知らせます。「ご近所に知られたくない」「恥ずかしい」という意識は捨てなければなりません。



## ステップ2 <初期消火> (早く消火する)

通報したら、消防車来るまでに消火器などによる初期消火を行います。消火中も「火事だ!」と叫んで隣近所に知らせ続けます。ただし、天井に火が達したら、消火をあきらめて直ちに避難してください。

## ステップ3 <避難> (早く逃げる)

燃え広がりを防ぐために、燃えている部屋のドアや窓を閉めて素早く避難します。持ち出すものにこだわらず、できるだけ早く逃げましょう。共用廊下に出たら、非常ベルのボタンを押して火災を全住戸に知らせてください。エレベーターは火災階に止まって扉が開いたり、火災に伴う停電により閉じ込められるリスクがありますので、非常階段で地上へ避難します。火災の死亡原因で一番多いのが、逃げ遅れです。一旦避難したら、絶対に戻ってはいけません。

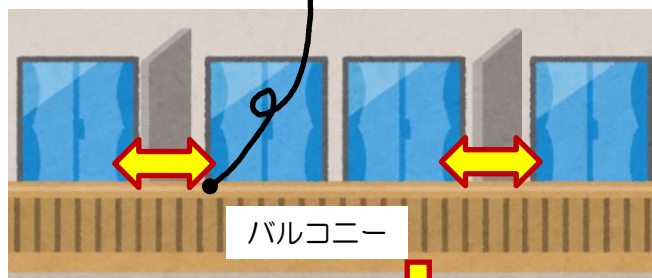
避難時は、煙を吸い込まないようにすることが肝心です。煙が充満したら、濡れたハンカチかタオルで口と鼻を覆い、できるだけ低い姿勢で避難します。煙には有毒ガスが含まれると共に熱気があり、吸い込むと気道がやけどし、呼吸困難になる可能性があります。



みんなで

チェック

物置など、避難の障害となる物品はありませんか？



### 1 避難経路について

- バルコニーからの避難経路が確保されているか。
- 共用廊下や階段に物品が放置されていないか。
- 防火扉の周辺に物が置かれていないか。
- 避難場所を把握しているか。

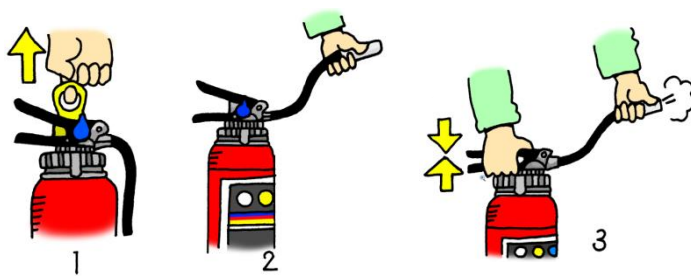
避難器具による避難はできますか？

➡ : 避難方向



### 2 消火について

- 消火器の位置を把握しているか。
- 消火器の使い方が分かるか。



安全栓をぬく

ホースを持ち、ノズルを火元に向ける

レバーを強くにぎる

### 3 外部の火災予防（放火防止対策）について

- 外部にごみを放置していないか。
- ごみは収集日以外にごみ置き場へ出していないか。

